

平成 18 年 4 月 13 日

各 位

仙台市青葉区一番町 2 丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

「会計参与制度」導入企業に対する代表者保証の免除対応について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 三井精一）では、平成 18 年 5 月に新会社法の施行において「会計参与制度」が新設されるに伴い、当行の融資先企業が「会計参与制度」を導入した場合は、原則として代表者様の保証を頂戴しなくてご融資の対応をさせていただくことといたしますのでお知らせします。

記

1. 会計参与制度

会計参与とは、公認会計士や税理士の資格を持つ方が、取締役等と共同で会社の計算書類を作成することにより、会計書類の適正化の確保を図ることを目的に置かれる社外役員であり、平成 18 年 5 月の新会社法施行に伴い導入されます。

2. 会計参与導入のメリット

決算書の信頼性が向上することにより、取引先や金融機関からの信用度が増すと一般的に解釈されています。

3. 地域密着型金融推進計画

当行の同計画においては、財務諸表の精度向上に取り組む取引先企業に対する支援体制の強化を計画に掲げているとともに、担保・保証に依存しない融資への取組みを一層強化することを標榜しております。

4. 「会計参与制度」導入企業に対する代表者保証の免除対応

従来、企業様への融資の際、代表者様の保証を頂くことが一般的でしたが、「会計参与制度」を導入した企業様については、会計書類の適正化が充分に図れるとともに、企業としての信頼性も向上すると判断されることから、原則として代表者様の保証を頂戴しなくてご融資の対応をさせていただくことといたしました。

5. その他

なお、地方公共団体の制度融資等、代表者保証を条件とするものについては、各制度の条件によります。

以 上

本件に関する問合せ先

担当部担当課 推進部法人営業課

担当者 芳賀 隆之

担当者電話番号 022 225 - 8952